

あびら 議会だより



議会のデジタル化が始まる

第72号

2024年5月

- 3月定例会
令和6年度各会計予算を可決！
- 3月定例会 一般質問〔14件〕
8名の議員が町政を問う！
- 児童館条例の一部改正など
全案件を可決！

予算審査特別委員会を設置し 令和6年度各会計予算を可決！

3月7日から14日までの8日間（土曜・日曜日は休会）にわたり開催した第2回定例会では、令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針、固定資産評価審査委員会委員の選任同意及び農業委員会委員の任命、安平町地域福祉総合計画等2件の計画策定、令和5年度各会計補正予算、条例の一部改正11件、規約の変更2件、議会広報特別委員会委員の選任、意見案3件についてそれぞれ審議し、一般質問では8名の議員が14件の質問を行いました。令和6年度予算については予算審査特別委員会にて審査した後、各会計予算それぞれ原案どおり可決しました。

令和6年

第2回

定例会

3月7日～14日

審議した案件

新年度予算

令和6年度一般会計及び3事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計は、議長を除く11名で構成する予算審査特別委員会（小笠原直治委員長、三浦恵美子副委員長）に付託され、3月11・12・13・14日の4日間に渡り慎重に審査を行った結果「6会計全て原案のとおり可決すべきもの」と決定し、14日に再開された本会議において委員長より結果が報告され、各会計それぞれ原案のとおり可決しました。（令和6年度予算の概要は左のページに記載のとおりです）

人事案件

▼安平町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

3名の固定資産評価審査委員会委員の任期が4月30日で満了となるため、引き続き3名の委員を選任することについて同意を求めるもので、原案のとおり同意しました。

なお、委員の任期は令和9年4月30日までの3年間となります。

固定資産評価

審査委員会委員

（提案順）
小野寺 捷 氏
添谷 信 隆 氏
園部 理 恵 氏

▼安平町農業委員会委員の任命について

14名の農業委員会委員の任期が5月14日で満了となるため、農業者及び農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦と一般募集を行い、副町長を委員長とする選考委員会による審

査結果に基づき、町長から任命同意案件として議会の同意を求められたもので、原案に同意することに決定しました。

なお、委員の任期は令和6年5月14日から令和9年5月13日までの3年間となります。

農業委員会委員

（提案順）

鍋野 高 志 氏
岩倉 啓 一 氏
梶原 和 龜 男 氏
梅田 鋭 敏 氏
谷口 龍 治 氏
武田 信 一 氏
宮内 康 博 氏
南 美 彦 氏
横澤 和 子 氏
池田 直 樹 氏
富樫 瑛 一 朗 氏
阿部 修 一 氏
辻 信 芳 氏
秋田 実 氏

令和6年度 各会計歳入歳出予算額

(単位：千円)

会計区分		令和6年度	令和5年度	比較増減	前年度対比
一般会計		9,522,548	8,327,011	1,195,537	14.4%
特別会計	国民健康保険事業	874,701	890,671	▲ 15,970	▲1.8%
	後期高齢者医療事業	171,770	150,491	21,279	14.1%
	介護保険事業	919,129	962,226	▲ 43,097	▲4.5%
	公共下水道事業	0	790,943	▲ 790,943	—
合計		11,488,148	11,121,342	366,806	—

公営企業会計		令和6年度	令和5年度	比較増減	前年度対比
水道事業会計	収益的収入	395,100	375,247	19,853	5.3%
	収益的支出	348,691	322,358	26,333	8.2%
	収益的収支差引額	46,409	52,889	▲ 6,480	▲12.3%
	資本的収入	59,348	93,581	▲ 34,233	▲36.6%
	資本的支出	134,990	183,233	▲ 48,243	▲26.3%
	資本的収支差引額	▲ 75,642	▲ 89,652	14,010	15.6%
下水道事業会計	収益的収入	671,254	0	671,254	—
	収益的支出	642,910	0	642,910	—
	収益的収支差引額	28,344	0	28,344	—
	資本的収入	405,686	0	405,686	—
	資本的支出	421,478	0	421,478	—
	資本的収支差引額	▲ 15,792	0	▲ 15,792	—

※令和6年度から公共下水道事業特別会計は公営企業会計に移行しました。

補正予算

▼一般会計補正予算 (第9号)

- 追分小学校空調設備整備事業費の計上等のほか、歳入歳出ともに各種事務事業費の確定及び決算見込みにより歳入歳出それぞれ2億1255万1千円を減額し、予算の総額を8億9138万5千円とするもの。
- 歳出の主なもの**
(100万円以上)
- 議会費
・ 議員報酬等 114万5千円減
 - ・ 議会運営経費 126万9千円減
 - 総務費
・ 職員研修経費 158万8千円減
 - ・ 総合行政ネットワークシステム運用事業 397万9千円減
 - ・ 戸籍情報システム改修事業 310万3千円増
 - ・ 庁舎管理経費 183万円減
 - 民生費
・ 社会福祉施設管理運営経費 238万8千円減
 - ・ ぬくもりセンター施設管理経費 535万8千円減
 - ・ 高齢者支援事業 481万2千円減
 - ・ 介護保険事業特別会計繰出金 1169万9千円減
 - 町有施設管理経費 749万4千円減
 - ・ 福祉バス運行経費 121万円減
 - ・ 防犯対策経費 100万6千円減
 - ・ 地域公共交通対策事業 193万1千円減
 - ・ 定住促進事業 1152万9千円減
 - ・ まちづくり事業支援交付金事業 224万6千円減
 - ・ 減債基金積立金 2045万6千円増
 - ・ 知事・道議会議員選挙経費 258万3千円減

・介護職人材育成・確保対策助成事業
200万4千円減

・介護保険施設入所者入院給付費助成事業
128万9千円減

・しょうがい者自立支援事業経費
995万2千円増

・認定こども園等運営経費
778万1千円増

・児童手当給付費
179万円減

○衛生費
・地域保健推進経費
252万4千円減

・健康診査事業
378万円減

・予防接種事業
265万5千円減

・新型コロナウイルスワクチン接種対策事業
3104万円減

・母子保健事業
1294万4千円減

・安平・厚真行政事務組合経費
643万5千円減

・水道事業会計繰出金
310万2千円増

○農林水産業費
・農業委員会経費
108万1千円減

・農業振興資金貸付事業経費
2029万5千円減

・土地改良事業費
109万5千円減

・瑞穂ダム管理経費
116万4千円減

○商工費
・商工振興事業経費
627万8千円減

○土木費
・道路施設等維持管理経費
115万3千円増

・除雪対策経費
968万8千円増

・町道補修事業
252万1千円減

・町道整備事業
9625万8千円減

・橋りょう施設維持管理経費
162万8千円減

・鹿公園管理経費
186万1千円減

・ときわ公園管理経費
2206万6千円減

・公共下水道事業特別会計繰出金
1691万円減

・住宅リフォーム助成事業
787万4千円減

・住宅・建築物耐震改修等事業
128万9千円減

・公営住宅整備事業
123万円減

○消防費
・胆振東部消防組合負担経費
238万7千円減

○教育費
・学校施設管理経費
1億3070万9千円増

・学校施設整備経費
2145万1千円減

・学校施設管理経費
(義務教育振興費)
102万3千円減

・スクールバス運行管理経費
1927万4千円減

・中学校管理経費
223万1千円減

・中学校教育振興経費
174万6千円減

・義務教育学校管理経費
556万4千円減

・公民館施設管理経費
355万7千円減

・体育施設管理経費
359万6千円減

・給食センター管理運営経費
593万2千円減

・せいこドーム維持管理経費
323万9千円減

・野球場施設管理経費
105万1千円減

○災害復旧費
・伝送専用線設備復旧事業
134万6千円減

歳入の主なもの
(100万円以上)

○地方交付税
・普通交付税
4418万6千円増

○使用料及び手数料
・ぬくもりセンター使用料
705万6千円減

・高齢者生活共同施設使用料
141万4千円減

○国庫支出金
・子どものための教育・保育給付費負担金
601万5千円増

・児童手当負担金
268万5千円減

・しょうがい者自立支援給付費等負担金
488万9千円増

・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
2200万7千円減

・河川災害復旧費負担金
292万4千円増

・社会保障・税番号制度システム整備費補助金
408万1千円増

・出産・子育て応援交付金
138万3千円減

・社会資本整備総合交付金
(道路整備費補助金)
218万7千円増

・社会資本整備総合交付金
(住宅費補助金)
287万5千円減

・学校施設環境改善交付金
1822万1千円増

・公立学校施設災害復旧費補助金
142万8千円増

計画の策定

2件の計画の策定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町地域福祉総合計画の策定について

医療や介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療・介護・住まい・生活支援を包括的に確保される体制の整備・構築を図ることなどを加え、令和2年に策定した第3期計画を見直し、第4期計画を策定するもので、議会基本条例の規定により提案するもの。



・防災・減災・国土強靱化債

4570万円増

・河川災害復旧事業債

110万円増

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

国民健康保険税の増額及び決算見込みにより、歳入歳出それぞれ470万3千円を追加し、予算の総額を9億1510万1千円とするもの。

◇後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

後期高齢者医療保険料及び後期高齢者広域連合納付金の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ122万3千円を追加し、予算の総額を1億5197万8千円とするもの。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

介護サービス事業給付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ5462万3千円を減額し、予算の総額

○道支出金

・子どものための教育・保育給付費負担金
387万7千円増

・しょうがい者自立支援給付費等負担金
244万5千円増

・地域づくり総合交付金(民生費道補助金)
138万2千円増

・機構集積協力補助金
100万円減

・中学校部活動指導員導入事業補助金
339万円減

・地域づくり総合交付金(商工費道補助金)
450万円増

・知事・道議会議員選挙費委託金
258万3千円減

○財産収入

・町有地売却収入
264万1千円減

○寄付金

・指定寄付金
1203万円増

○繰入金

・財政調整基金繰入金
1398万円減

・まちづくり基金繰入金
1億7157万8千円減

・ひとづくり基金繰入金
280万4千円減

・地域雇用創出推進基金繰入金
519万5千円減

・農業振興基金繰入金
2029万5千円減

○諸収入

・後期高齢者受託事業収入
264万1千円減

・雑入
117万3千円増

○町債

・地域保健債
230万円減

・道路橋りよう債
7720万円減

・教育施設債
2880万円減

▼安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

令和6年度から3年間を計画期間とする第9期計画について、令和5年6月に成立した認知症基本法の基本理念に基づき今後も認知症の人が尊厳と希望をもって地域で暮らし続けられるよう施策を推進していく計画を加えるなど、第9期計画と合わせて策定することを計画し、議会基本条例の規定により提案するもの。



条例の一部改正

11件の条例の一部改正について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年人事院勧告に基づく制度の整備に伴い、テレワークを行う場合に支給する在宅勤務等手当を新設するため、この条例の制定について提案するもの。

▼安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東京都内及び道外の政令指定都市の区域内に滞在する場合の交通費を定額支給から実費支給に改めるため、この条例の制定について提案するもの。

▼安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

定年年齢の段階的引き上げ及び年齢構成の偏りを考慮した計画的な職員採用など、中長期的な視点に立った定員管理を行い、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるように、職員定数の配分を見直すためこの条例の制定について

提案するもの。

●改正する職員定数

- ①町長部局 109人↓121人
- ②議会事務局 4人↓3人
- ③教育委員会事務局 30人↓20人
- ④農業委員会事務局 3人↓2人

▼安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから所要の改正を行うもの。

▼安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年度に拡張工事を行った、ときわキャンプ場のオートサイトの料金を新たに設けるほか、ときわ公園と鹿公園の両キャンプ場の共通料金の持込みテント

やタープを用いずキャンプ場のスペースを利用する施設使用者の料金について廃止するもの。

▼安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い道路占用料を改定し、あわせて安平町道路占用料徴収条例で定める額を根拠とする条例、普通河川管理条例及び公園条例並びに道の駅条例の定める額を改定するもの。

▼安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもの。

▼安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第9期介護保険事業計画の計画期間に合わせて介護

保険料の賦課期日を令和8年度までとするともに、低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的で、高所得者の標準乗率の引上げ及び標準段階数を9段階から13段階に多段階化するもの。

▼安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

水道法の改正に伴い、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため、所要の改正を行うもの。

▼安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、認定子ども園の重要事項の揭示方法に電子媒体の活用ができればこと等を追加するもの。